

令和6年度航空コンテナスペース利用促進事業補助金 変更点の概要

※ 本事業は、令和6年度沖縄県当初予算の成立及び国の沖縄振興特別推進交付金の交付決定を前提としています。

変更事項	令和6年度（変更後）	令和5年度（変更前）
補助率	● 国内経由便 50% / 国外直行便 70%	国内経由便 85% / 国外直行便 90%
対象仕向地	● 都市別から国・地域別に変更（補助上限額算出の基準地） ☆追加する仕向地 ➢ 台湾（台北） ➢ 韓国（仁川） ➢ 中国（香港/マカオを除く）（上海） ➢ 香港/マカオ（香港） ➢ タイ（バンコク） ➢ マレーシア（クアラルンプール） ➢ シンガポール（同） ➢ ☆フィリピン（マニラ） ➢ ☆インドネシア（ジャカルタ） ➢ ☆ベトナム（ホーチミン）	➢ 台北 ➢ 仁川 ➢ 上海 ➢ 香港 ➢ バンコク ➢ クアラルンプール ➢ シンガポール
補助上限額	● 補助上限額の変更 別紙 ● 補助上限額の重量区分なし（重量にかかわらず一定）	● 補助上限額 ● 重量帯ごとの補助上限額（2区分：45kg～300kg未満 / 300kg以上）
対象貨物	● 農作物、畜産物、水産物、加工食品、化粧品、工芸品、☆航空機部品、精密機械等	● 農作物、畜産物、水産物、加工食品、化粧品、工芸品、精密機械等
事業期間	● 令和6年4月1日から令和7年3月10日まで	● 令和5年4月3日から令和6年3月10日まで
利用条件	● 「国内経由便」の県産品50%ルールなし ● 輸送1件（1AWB）当たりの最低ロット制限なし	● 国内空港（羽田・成田空港）経由で輸出する貨物は、6月間の累計貨物量の50%超（重量ベース）は、沖縄県産品を輸出することが条件（那覇空港から国外直行便による輸出貨物については適用なし） ● 最低ロットは、輸送1件（1AWB）当たり45kg以上

別紙 令和6年度航空コンテナスペース利用促進事業補助金 補助上限額

別表1（第4条第2項関係）

補助対象経費	対象仕向地	補助率	補助上限額	
			国内経由便	国外直行便
航空運賃（燃油サーチャージ及び通関手数料等の諸経費を除く）	台湾	国内経由便 ^{*1}	120円/kg	168円/kg
	韓国		130円/kg	182円/kg
	中国（香港・マカオを除く）	国外直行便 ^{*2}	165円/kg	231円/kg
	香港・マカオ		165円/kg	231円/kg
	タイ		190円/kg	266円/kg
	マレーシア		190円/kg	266円/kg
	シンガポール		215円/kg	301円/kg
	インドネシア		210円/kg	294円/kg
	ベトナム		185円/kg	259円/kg
	フィリピン		190円/kg	266円/kg

*1 国内経由便 那覇空港から国内空港を経由して国外空港へ貨物を輸送する航空便

*2 国外直行便 那覇空港から国外空港へ貨物を輸送する航空便